

鹿屋市スポーツ奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市スポーツ奨励金交付要綱（平成23年鹿屋市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市内に」を「大会出場時において、市内に」に改め、同条第2号中「市内に」を「大会出場において、市内に」に改める。

第5条中「スポーツ奨励金交付申請書」を「鹿屋市スポーツ奨励金交付申請書」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第1号様式中「スポーツ奨励金交付申請書」を「鹿屋市スポーツ奨励金交付申請書」に「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。